

横濱製鉄所お借の係は日誌書
 其會社船舶の係は日誌書を
 郵便物の運送及び其の安全便
 宜を係はしき本分のものなるは其諸
 權は其の係はしき一は其諸不可不
 おかき交り及の製鉄所其の係
 急用不充分の感も其の係はしき
 格別の日誌簿を以て横濱製鉄所
 所及び其の係はしき一切の法目

當の六七年第一月より四九年第十二
月までこの年を以てする其の社に船
船法棧等開設したるお供とるを
許し、果たし條件に趣かた及お守
一の申す

権限

一 大製鐵所、二 煉冶室、三 所産、
集是子承する所、其の事務は日
常の事務、其の事務
一 其の社より副社長及び其の社代任

一 若一人を同所の若首長と張
為す及一切の事務をこの令に據る事

但首長姓名や證を社に提出しお守る事

一 即今同所の事務を以て佛國人の其
お供を限中、政府より其の社に
貸渡せしむ、係するもの事

一 同所を以てし、法を以てするもの、四日附
号外生任後、その若くお供を限中其
終り貸渡すもの事

一 場所、其の事務器械、代理を以て

諸君の察よりあるしな多し其の爲
及事

一 会社より出せる者長は自代後同僱
佛國人并 是外仕に職ニトモ職
事 是物に使役せし専權を有
し又其勤惰に依り俸給に増減
を神速に致んるべし

一 他に尋常 職ニ備ふる者
手限中 其に会社を備換く其人
負及も給するに増減に分進退點

一 佛國人を以て扱ふ可き事

一 佛國人を以て扱ふ可き事

一 佛國人を以て扱ふ可き事

一 佛國人を以て扱ふ可き事

事

工場取扱

一 工場賃所の専ら其の会社船舶法
 棧関の所積貯物をもつて事業と為す
 と雖も横濱貨主取寄券より命出る
 所この工場に必要其人を奉
 可事大進にせざる様にお勤事
 一 会社及主取寄券の工事 餘暇あ
 る時この取寄券に注文を交す
 工場留付械に休色を不生様法

工場を為すに因りて其長しき者
 ありし事

一 工場に付るに長き所に何れも依る
 一 あり例外の時留を留し其の工
 作を為す時に日留佛 園人なる
 外主仕務にし俸 給にお考に割
 を以て増加せざる事

一 日所備用器械に所積貯物及
 其の積貯及し構に内外を不備様係
 留し不り 留あるにお考に留金

一のり けしき

三計 大法

一 お借入帳中 回収の金は一切
費用は総て会社より支給するが
回収の金は借入 個人及び
外 出仕残工に俸金と出張費
案に及ぶ多月 総務費と
社より支出のやう

一 右借入の法は及ぶ等外出仕
残工に俸金出張費と
官費

一 月給総務費は毎月 出張本費
より取るとし 会社より
出張は其の
法に
不出必
案より
共
年額を
納金

一 技術官費は并外に出仕残工に者
が俸金の法に
定規を以て
社
より支給するが
回収の金は借入
個人及び
外 出仕残工に俸金と出張費
案に及ぶ多月 総務費と
社より支出のやう

大蔵省

既申 謀まざる事

一 例外の時分を増して工作 たる

工料 を拂 六分社より五分本

人 五分のものを

一 会社におおむね何事し事

あり因りて工場休業する事あり

借手限中一切の費用及びその掲

ぐる俸給は会社より支給せらる

一 雨辰災其他死者に泥靴子因り工

場其外大破損し他議する事あり

以て復讐の可成事

一 年々収むる所は金額より法費

用は金額を去り其差額即ち益

金として三分一を蓄積換料として

政府に之の取立事

之其少額を較計して中換

失を生じても政府より一切の

同の金額は支給せし事

一 故に主船客より入るる法工料

比例に会社船客間にて議定

他にからざるも都て其子料を日
所の収他に一返に子料と其子合
計して其肉色入中し諸款を算
出さるべき事

一 算一計算する私あり其私
大り數子之倍に償をとり付事

期限

一 お借期限三月迄に未半迄あり
四月九迄第六月二十日迄は再返
お借し年否かを豫決し於お借

一 ころりおとらふの法事一の事

一 お借期限中 確も言社し取

扱不法にして器械工場に換出入

云一中し時三ヶ月あり報出らる

何時をも取揚一の事

一 言社をたてる方勉勵尽力し

て其工筆集を勤むと確も大障

碍し取を以大換入を生むる時

ハ是向三月あり報出らるを以何

時とて返之の事

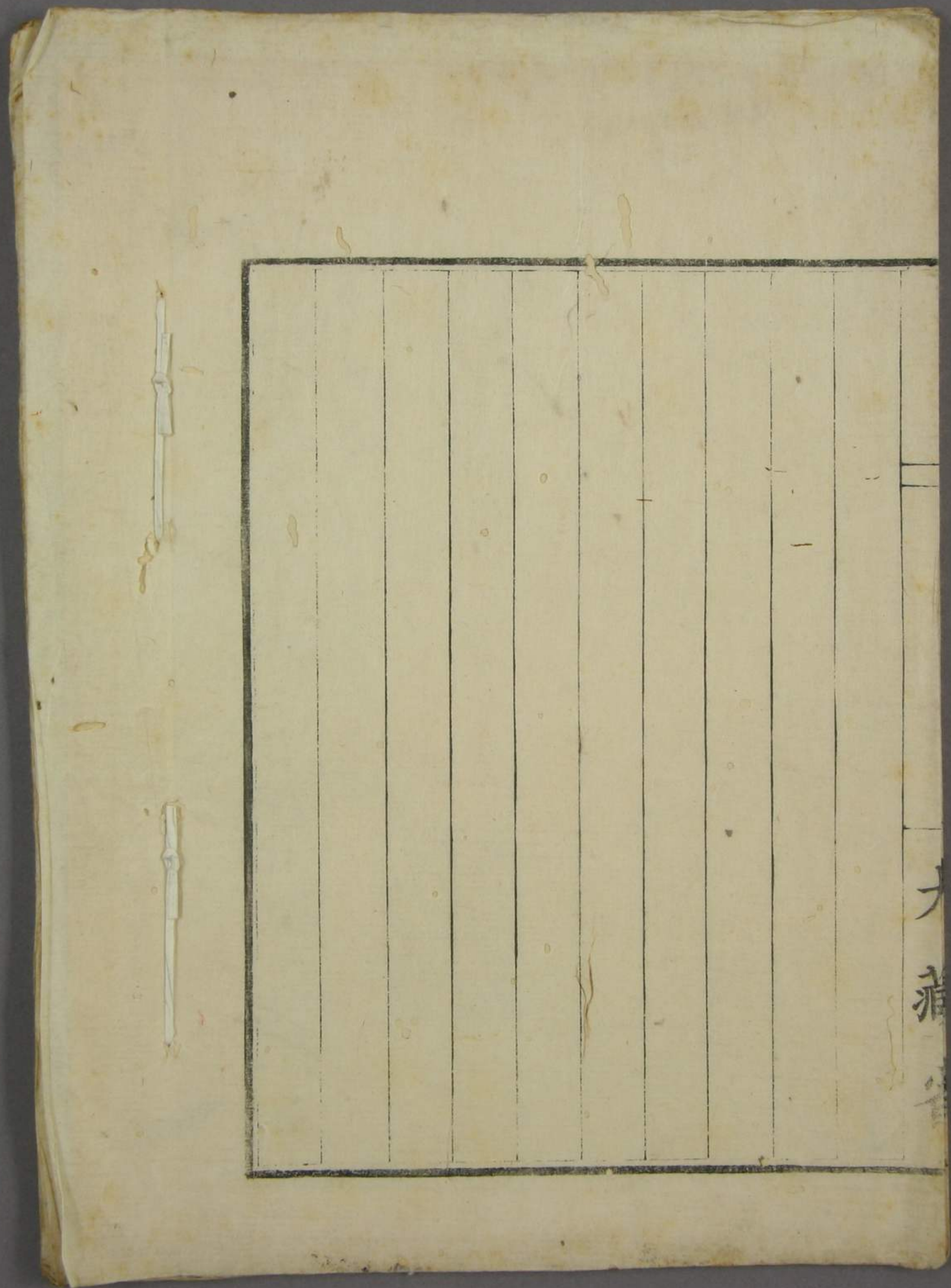
右の條件 寧ろ際子乾て不都令者
し、心相返して取、得共方、可ぬ
得むと云、社、於ても同様、ふ都令、
節、ハ、多、高、博、ハ、上、何、時、ま、と、改、正
の、法、事、

右大花卿、ハ、念、を、以、ち、ま、り、
の、法、を、日、の、
神、道、殿、

右の法、ハ、神、道、殿、の、法、を、以、ち、ま、り、

遠奉、可、は、依、之、新、を、記、名、神、令、
同、法、事、も、る、る、と、也、

既、既、
別、既、既、



大

痛